

北海道内全地域に適用されていた「まん延防止等重点措置」は、令和4年3月21日をもって終了となりましたが、人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、**3月22日（火）から4月17日（日）**を対策期間とする**年度末、年度始めにおける『再拡大防止対策』**を次のとおり取り組むこととされました。

町民の皆様におかれましては、この間の北海道や本町の取り組みにご理解とご協力をいただいたことに厚くお礼申し上げますとともに、一刻も早く普段の生活を取り戻せるよう引き続きご協力をお願いいたします。

考え方

年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図る。

日常生活において

- ・「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。特に不織布マスクを推奨する。
- ・発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。
- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の方は検査を受ける。

外出の際は

- ・混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動する。
- ・他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。

飲送迎会などの飲食の際は

- ・感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- ・飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える。

事業所への要請・協力依頼

- ・入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替えを踏まえ、感染防止のための取り組みや「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。
- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを推進する。

町内公共施設の利用制限解除

まん延防止等重点措置期間中に実施しておりました一部の町内公共施設の利用制限につきまして、3月22日（火）から制限を解除しております。

＝ご不明な点やご相談はこちらまで＝
標茶町感染症危機管理対策本部事務局

標茶町役場住民課環境衛生係 電話：485-2111(内線126・127)



【役場ホームページ】 【役場公式LINE】